木津川市公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告します。

なお、この業務は京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和８年４月１５日

木津川市長　谷口　雄一

（公印省略）

記

１　入札に付する事項

（１）委託業務の名称　　木津駅東地区事業化検討調査業務

（２）業　務　番　号　　８－都委－２

（３）業務履行場所　　木津川市木津　地内

（４）履　行　期　間　　令和８年６月４日から令和９年３月３１日まで（予定）

２　業務概要　　事業化検討調査

・計画策定準備

・関連計画の整理

・現況整理

・開発手法の整理

・事業化可能性検討

・地権者アンケートの実施

・対象エリアの選定

・報告書作成

３　予定価格　　２０，９００，０００円（税抜き）

４　契約条項を示す場所等

契約条件を示す場所、設計図書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒６１９－０２８６　　京都府木津川市木津南垣外１１０番地９

木津川市総務部指導検査課

電 話 番 号（０７７４）７５－１２２４

ﾌｧｸｼﾐﾘ番号（０７７４）７２－８３８２

e-mailｱﾄﾞﾚｽ　shido@city.kizugawa.lg.jp

５　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

（３）木津川市暴力団排除条例（平成２４年木津川市条例第３６号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（４）６で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。

（５）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の規定による登録で、「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。

（６）情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証又はプライバシーマーク（Ｐマーク）の付与を受けている者であること。

（７）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（８）木津川市における令和８年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加有資格者で、土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画」を希望し、以下のア又はイに該当する者であること。

ア　木津川市内に本支店、営業所等の営業拠点を有する者であること。

イ　入札参加資格審査申請書提出時の土木関係建設コンサルタント業務に係る直前２か年間の年間平均実績高が予定価格（税込み）以上の者であること。

（９）管理技術者及び照査技術者として、以下のいずれかの資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を配置できる者であること。

ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

ア　管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

（ア）技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法（昭和５８年法律第２５号）第３２条による登録を行っている者

（イ）技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法第３２条による登録を行っている者

（ウ）シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格制度規程による登録を行っている者

イ　照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

（ア）技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法第３２条による登録を行っている者

（イ）技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法第３２条による登録を行っている者

（ウ）シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格制度規程による登録を行っている者

(10) 業務概要と同種又は類似の国、地方公共団体等が発注する業務について、元請としての業務実績（完了しているものに限る。）を有している者であること。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社

更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6　入札参加資格確認申請時の提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

（２）一般競争入札参加資格確認資料

ア　建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録の通知の写し

イ　情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークの認証（付与）を証する書面の写し

ウ　配置予定技術者調書

エ　業務実績調書

（３）資格確認資料は次に従い作成すること。

ア　配置予定技術者調書

５の（９）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式２－１及び２－２に記載すること。また、配置予定技術者の資格を証明する書類（技術士登録等証明書又はＲＣＣＭ登録等証明書の写し等）及び在籍を証明する資料を併せて添付すること。

また、本入札においては、各配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載することができるが、すべての候補者について条件を満たしていること。

イ　業務実績調書

５の（10）に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績を１件以上、様式３により作成すること。ただし、記載できる同種業務、類似業務は以下のとおりとする。

同種業務：組合施行での土地区画整理事業支援業務

類似業務：第一種市街地再開発事業支援業務又は防災街区整備事業支援業務

また、記載した業務の履行及び内容が確認できる資料（測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）へ登録済みの業務カルテ若しくは契約書、仕様書等の写し）を併せて添付すること。

7　入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限　等 | 手続の方法等 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和８年４月 15 日(水)午前９時から<br>令和８年４月 30 日(木)午後４時まで | 共通事項１のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和８年４月 15 日(水)午前９時から<br>令和８年５月 27 日(水)午後２時まで | 共通事項１のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和８年４月 28 日(火)<br>午前９時から午後６時まで<br>令和８年４月 30 日(木)<br>午前９時から午後４時まで | 共通事項２のとおり |
| 質問の受付 | 申請書等に関する質問<br>：令和８年４月 28 日(火)正午まで<br>設計図書に関する質問<br>：令和８年５月 15 日(金)正午まで<br>（ただし、土・日・祝日を除く） | 共通事項４のとおり |
| 回答の閲覧 | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>：令和８年５月 20 日(水)<br>（ただし、土・日・祝日を除く） | 共通事項４のとおり |
| 入札参加資格確認通知書発行予定日 | 令和８年５月 11 日(月) | 電子入札システムによる |
| 入札期間 | 令和８年５月 26 日(火)<br>午前９時から午後６時まで<br>令和８年５月 27 日(水)<br>午前９時から午後２時まで | 共通事項５のとおり |
| 開札日時 | 令和８年５月 28 日(木) 午後１時 15 分 | 電子入札システムによる |

８　入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

９　落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定する。

１０　支払条件

（１）前払金

請求があった場合、契約金額の３割以内の金額を前払いする。ただし、契約金額が１００万円以下になる場合は、前払いしないものとする。

（２）中間前払金

無

（３）部分払

無

（４）随意契約により締結する予定の有無

無

１１　その他

（１）１から１０までに定めるもののほか、木津川市契約事務規則、木津川市工事等電子入札運用基準、木津川市工事等競争入札心得、入札参加に当たっての留意事項の定めるところによるものとし、これらを遵守すること。

（２）入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

（３）本入札において、５の（11）に規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当するすべての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

（４）その他については、共通事項（測量・建設コンサルタント等業務）のとおりとする。

# 一般競争入札公告共通事項

（測量・建設コンサルタント等業務）

１　設計図書の入手方法等

（１）確認申請書等の入手方法

ア　原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ　やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

　なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該業務の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

（２）設計図書等の閲覧

ア　閲覧設計図書については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。

イ　閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

　なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

２　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本業務は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象業務である。

機器の不具合等のやむを得ない理由から電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出方法

ア　電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。

　なお、一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の容量が総量で２メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ　やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、該当の公告に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。（紙入札者の郵送提出は認めない。）

（２）その他

ア　確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ　提出書類はＡ４版又はＡ３版で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、返却しないものとする。

エ　提出された書類は、本市において無断使用することはない。

オ　虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

３　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して５日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前９時から午後５時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して５日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

４　確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

（１）質問については、指定の様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、電子メールで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）

（２）回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、設計図書に関する質問にあっては該当の公告に示す日に入札情報公開システムに掲載する。

（３）連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあっては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

５　入札手続等

（１）入札の方法

ア　電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び業務費内訳書を提出すること。なお、業務費内訳書の容量が総量で２メガバイトを超える場合は、該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（入札期間までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、業務費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ　紙入札者は、該当の公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び業務費内

訳書を持参すること。

（２）入札書受付期間

入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。

（３）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（４）業務費内訳書

ア　入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。

イ　入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ　業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は本公告で指示した金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格（消費税込み）以下で作成すること。

また、業務費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）を記載すること。

エ　業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（５）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　公告の５に掲げる資格のない者の行った入札

イ　入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ　確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

オ　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ　代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ　その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

ク　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ　金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
サ　氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
シ　入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札
ス　所定の入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わない者。ただし、入札保証金免除の場合は、この限りではない。
セ　開札の日時において有効な業務費内訳書を提出できていない者の行った入札
ソ　他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札
タ　入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提出した者の行った入札
チ　その他入札条件に違反した者の行った入札

（６）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。辞退する場合、入札書を提出するまでの間は電子入札システムにおいて辞退の登録を行うものとし、入札書を提出以降、開札の開始に至るまでの間は入札辞退届を該当の契約条項を示す場所へ持参すること。また、電子入札における紙入札者については、開札の開始に至るまでに入札辞退届を持参すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

（７）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（８）契約書作成の要否

要する。

（９）持参による入札

ア　入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。
イ　表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「業務費内訳書」と記載した中封筒を入れる。
ウ　「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。
エ　「業務費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
オ　提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

６　入札保証金

免除する。

７　契約保証金

免除する。

８　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

９　契約書の作成

落札者の決定後、基準契約書Ｃを指導検査課で購入の上、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

10　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。

（２）電子入札者にあっては、木津川市ホームページに掲載されている「木津川市工事等電子入札運用基準」を遵守すること。

（３）確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。

（４）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（５）開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

（６）予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（７）落札者は、原則として資格確認資料で記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

（８）落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

（９）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。